

**伊賀市地球温暖化対策実行計画
（事務事業編）
（改訂版）**

2024（令和6）年2月

伊 賀 市

■目次

1. 背景	2
(1) 気候変動の影響	
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	
2. 基本的事項	5
(1) 目的	
(2) 対象とする範囲	
(3) 対象とする温室効果ガス	
(4) 計画期間	
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	
3. 温室効果ガスの排出状況	7
(1) 「温室効果ガス総排出量」	
(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因	
4. 温室効果ガスの排出削減目標	9
(1) 目標設定の考え方	
(2) 温室効果ガスの削減目標	
5. 目標達成に向けた取組	10
(1) 取組の基本方針	
(2) 具体的な取組内容	
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表	12
(1) 推進体制	
(2) 点検・評価・見直し体制	
(3) 進捗状況の公表	
(1) システムの概要	
(2) システムの活用イメージ	

1. 背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021（令和3）年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書政策決定者向け要約が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018（平成30）年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO2排出量を2050（令和32）年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050（令和32）年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020（令和2）年10月、我が国は、2050（令和32）年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050（令和32）年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021（令和3）年4月、地球温暖化対策推進本部

において、2030（令和 12）年度の温室効果ガスの削減目標を 2013（平成 25）年度比 46%削減することとし、さらに、50 パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、2021（令和 3）年 6 月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 54 号）では、2050（令和 32）年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置づけ、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、2021（令和 3）年 6 月、国・地方脱炭素実現会議 において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置づけられています。

2021（令和 3）年 10 月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5 年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050（令和 32）年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030（令和 12）年度において、温室効果ガスを 2013（平成 25）年度から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030（令和 12）年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

表 1 地球温暖化対策計画における 2030 年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位: 億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
部門別	エネルギー起源CO ₂	12.35	6.77	▲45%	▲25%
	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省（2021（令和 3））「地球温暖化対策計画」

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

2021（令和3）年10月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030（令和12）年度までに50%削減（2013（平成25）年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。また、地球温暖化対策計画において、事務事業編に関する取組は、政府実行計画に準じて取り組むこととされています。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を2025（令和7）年度までに95%、2030（令和12）年度までに100%とすることを目指すとしています。

また、「2050（令和32）年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019（令和元）年9月時点ではわずか4地方公共団体でしたが、2023（令和5）年12月末時点においては1013地方公共団体と加速度的に増加しています。

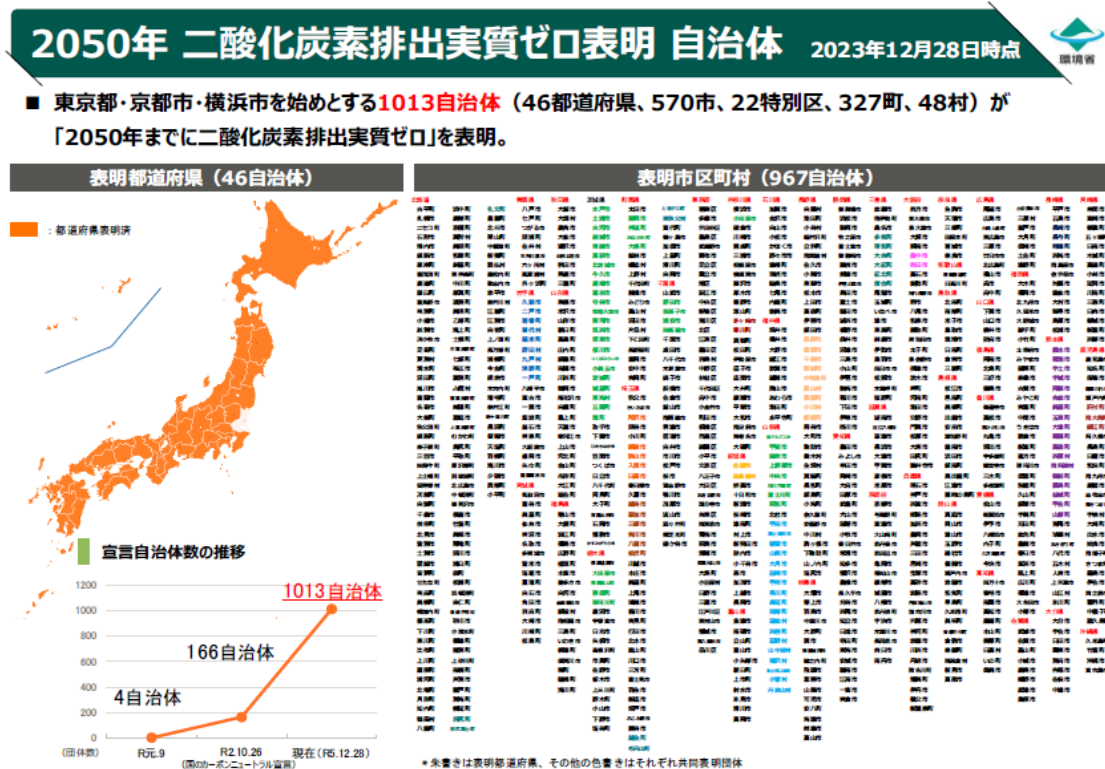


図1 2050（令和32）年 二酸化炭素排出実質ゼロを表明した地方公共団体

出典：環境省（2023（令和5））「地方公共団体における2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況」
<https://www.env.go.jp/policy/zerocarbon.html>

2. 基本的事項

(1) 目的

伊賀市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「伊賀市事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、伊賀市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

伊賀市事務事業編の対象範囲は、伊賀市の全ての事務・事業とします。なお、対象範囲の詳細は9頁の「4. 温室効果ガスの排出削減目標」を参照してください。

(3) 対象とする温室効果ガス

伊賀市事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）の4物質とします。

※パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）については、本市において排出事例がないこと（極めて少ないこと）、三ふっ化窒素（NF₃）については、環境省「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」で対象外としていることから、本計画では算定項目から除外します。

(4) 計画期間

本計画は、2016（平成28）年5月13日に閣議決定された国の「地球温暖化対策計画」における温室効果ガス排出量削減目標年度である2030（令和12）年度を目標年度として見据えながら、2021（令和3）年度から2025（令和7）年度（中間目標年度）までを計画期間としており、国の温室効果ガス削減目標の見直し及び伊賀市環境基本計画策定を受け、2023（令和5）年度に計画の見直しを行いました。

項目	年度									
	2013	...	2021	...	2023	...	2025	...	2030	
期間中の事項	基準年度		計画開始		計画見直し		計画期限		目標年度	
計画期間										
温室効果ガス削減目標年度										

図2 計画期間のイメージ

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

伊賀市事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び伊賀市総合計画並びに伊賀市環境基本計画に即して策定します。

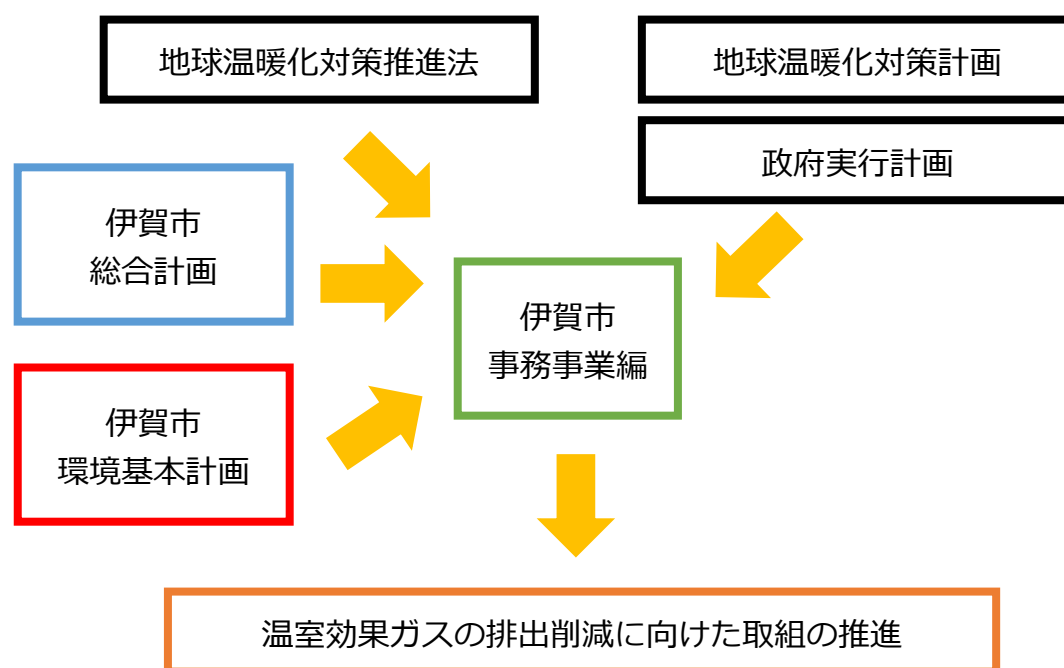


図 3 伊賀市事務事業編の位置付け

3. 温室効果ガスの排出状況

(1) 「温室効果ガス総排出量」

伊賀市の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である 2013（平成 25）年度において、18,894t-CO₂ で、原状値（2022（令和 4）年度実績）は、11,062t-CO₂ となっています。なお、上下水道部については、業務の特性等から個別に推進する必要があるため、集計から除外しています。

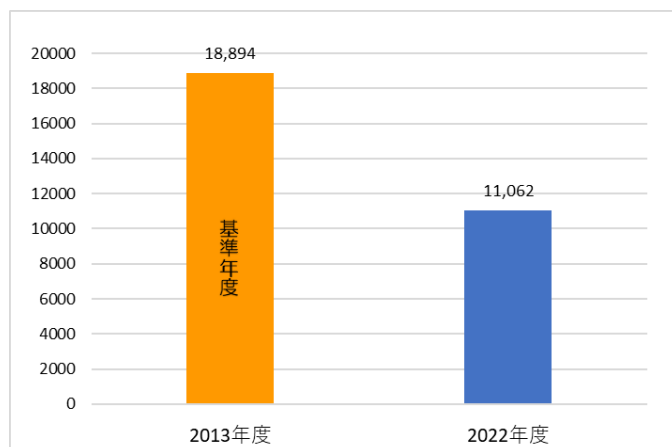


図 4 伊賀市の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

原状値の部局別では、小中学校が全体の 25.9%、次いで上野総合市民病院 25.3%、人権生活環境部 17.7%、各支所 8.4%、本庁関係 8.2%となっています。

部局	排出量	割合
	(t-CO ₂)	(%)
本庁関係	909.5	8.2
人権生活環境部	1,956.9	17.7
健康福祉部	462.4	4.2
産業振興部	67.1	0.6
建設部	85.8	0.8
各支所	930.9	8.4
教育委員会事務局	445.0	4.0
市立小中学校	2,863.1	25.9
伊賀市消防本部	541.1	4.9
上野総合市民病院	2,800.6	25.3
合計	11,062.4	

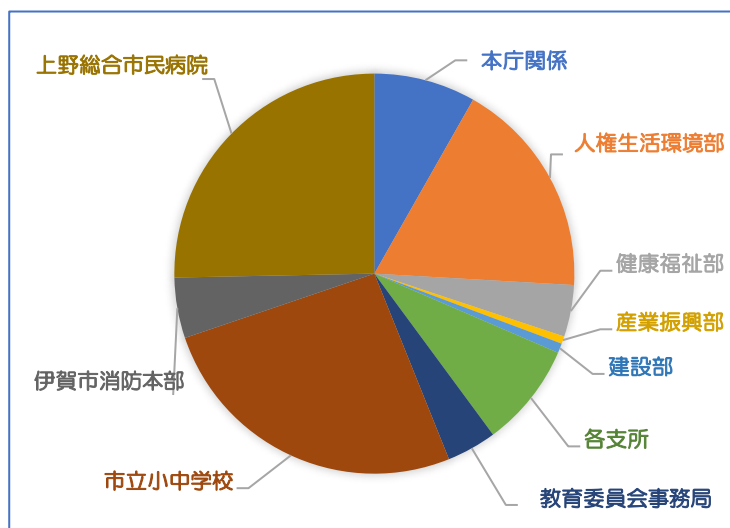


図 5 部局別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2022（令和 4）年度）

また、原状値におけるエネルギー種別では、電気が全体の 72.7%を占め、次いで灯油 11.5%、都市ガス 6.0%、L Pガス 3.4%となっています。

エネルギーの種類	排出量（t-CO ₂ ）	割合（%）
電気	8,042.0	72.7%
ガソリン	328.6	3.0%
軽油	96.9	0.9%
灯油	1,275.4	11.5%
重油	54.3	0.5%
都市ガス	664.6	6.0%
L Pガス	377.5	3.4%
自動車等使用等	18.1	0.2%
し尿処理	205.0	1.9%
合計	11,062.4	

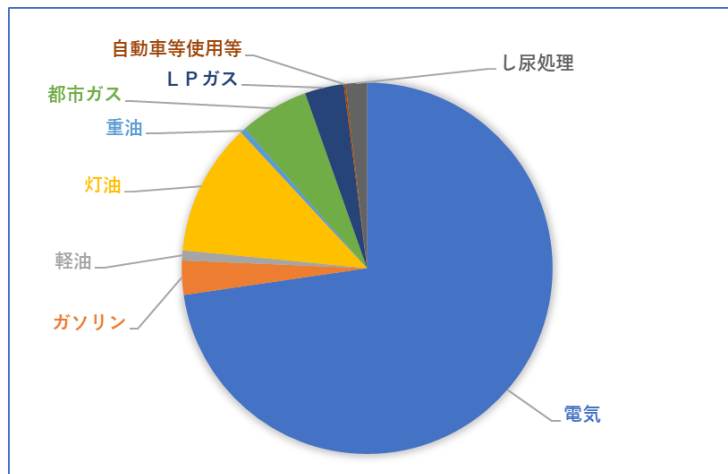


図 6 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2022（令和4）年度）

（2）温室効果ガスの排出量の増減要因

伊賀市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量は、全体として減少傾向にありますが、エネルギー等種類別の内訳では増加しているものもみられます。主なエネルギー等種類別の増減の状況を下記に挙げます。

主なエネルギー等種類別の増減の状況

- 固形燃料（R D F）事業終了に伴い灯油の使用量が減少しています。
- 本庁舎移転等により、重油の使用量が減少している一方、都市ガスの使用量が増加しています。
- 小中学校の統廃合や支所等の複合化等により電気、灯油の使用量が減少しています。
- 支所等出先機関でのプロパンガスの使用量が増加しています。

4. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

政府実行計画等を踏まえて、伊賀市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030（令和12）年度）に、基準年度（2013（平成25）年度）比で46%削減することを目標とします。2022（令和4）年度末現在で、基準年度比41%の削減実績となっており、今後8年間で残る5%の削減に取り組みます。

ただし、行政として市民生活を保障するために事業水準を維持すべき社会インフラである上下水道部については、その業務の特性や既存施設等の状況から、事業品質の維持と温室効果ガス削減とを個別に調整しながら推進する必要があるため、今回の市全体の削減目標の対象から除外しています。なお、2050（令和32）年におけるカーボンニュートラルの実現という目標に向けて対策すべきであることから、別途削減目標を設定するなど独自に計画を策定し、温室効果ガス排出量削減に向け取り組むこととします。

表 2-1 伊賀市の事務事業における温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度 (2013年度)	原状値 (2022年度)	中間目標年度 (2025年度)	目標年度 (2030年度)
温室効果ガスの 排出量 (t-CO ₂)	18,894	11,062	10,740	10,203
削減率	—	41%	43%	46%

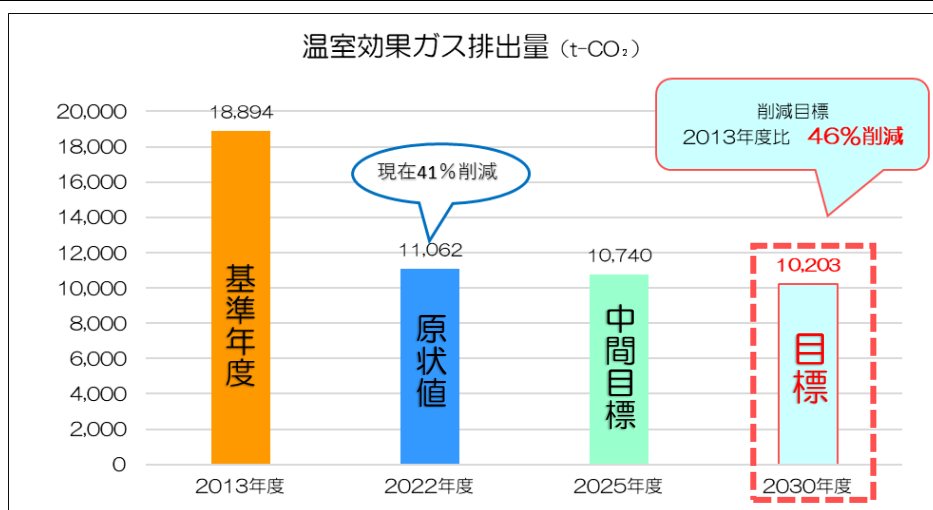


図 7 温室効果ガスの削減目標

5. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・ガソリン・都市ガス・L Pガス等の燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

(2) 具体的な取組内容

① 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整します。
- 自動販売機の照明は消灯します。
- 空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。
- 空調機器は適正温度設定（冷房 = 28℃、暖房 = 20℃）にて使用時のみ運転します。

② 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- 高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。
- 小中学校施設等公共施設の照明の LED 化を進めます。
- 市が所有する公用車の更新に当たっては、電気自動車（EV）やハイブリッド車等の環境負荷の少ない車両の配置を進めます。
- 照明器具、給湯器等の機器の更新に当たっては、エネルギー効率の良い製品を導入します。
- 施設の新設、改築等に当たっては、Z E B化等可能な限りカーボンニュートラルの実現に資する施設となるよう配慮します。

③ グリーン購入等の推進

「国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

- 用品購入の際は、エコマーク・グリーンマーク等の認証製品を選択するよう心がけます（グリーン購入）。
- 用紙の節減、節水、ゴミの減量に取り組みます。

④ 再生可能エネルギーの導入

太陽光発電等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

- 民間提案制度によるエスコ事業やオンサイトPPA事業等、民間活力による再生可能エネルギーの導入を進めます。

⑤ 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

- 環境管理主任推進員、環境管理推進員を中心に、職員への意識啓発に取り組みます。
- 不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- 空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- 移動の際には公共交通機関を積極的に利用します。また、公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。
- クールビズ・ウォームビズ等、気候に合わせた服装を心がけます。
- DX (Digital Transformation) を推進し、業務効率化や自動化を進め、職員の時間外労働時間削減も含めエネルギー消費量の削減を図ります。

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

伊賀市事務事業編の推進については、副市長を会長（環境管理副統括者）に置く「環境管理推進会議」により、環境マネジメントシステムを確立し、その円滑な推進を図ることで本計画の取組を着実に推進します。

① 伊賀市環境管理推進会議

本市では、環境マネジメントシステムを管理するため、伊賀市環境マネジメントシステム運用規程（以下「規定」という。）を制定し、市長を環境管理統括者（規定第4条第2項）としています。また、本市における環境マネジメントシステムを確立し、その円滑な推進を図るため、副市長（環境管理副統括者）を会長とする伊賀市環境管理推進会議（規程第8条）を設置することとしており、同会議において、伊賀市事務事業編の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

② 伊賀市環境基本計画推進会議

本市では、伊賀市環境基本計画を効果的に推進し、庁内の連携を図るため、伊賀市環境基本計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置しています。人権生活環境部長を会長に充て、伊賀市環境基本計画における各施策の実行状況を把握するとともに、計画改正案の検討及び伊賀市環境管理推進会議への報告内容の協議を行います。

③ 環境管理主任推進員及び環境管理推進員

○環境管理主任推進員

各課及び各施設の所属長を充て、各所属の目標設定、運用状況の取りまとめ、評価、是正措置、研修を行います。

○環境管理推進員

環境管理主任推進員が指名する者を充て、環境活動の記録を作成します。

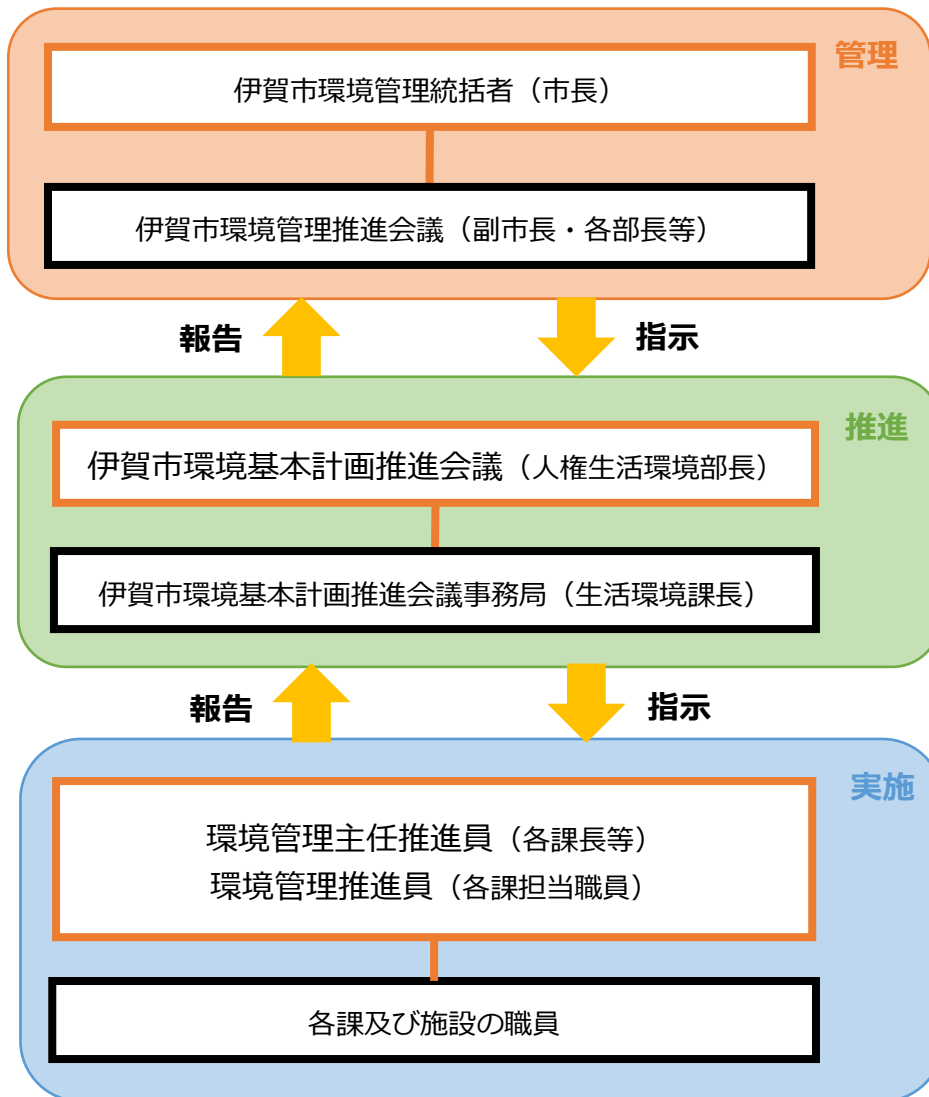


図 8 伊賀市事務事業編の推進体制

(2) 点検・評価・見直し体制

伊賀市事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、伊賀市事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

① 毎年のPDCA

伊賀市事務事業編の進捗状況は、環境管理推進員が伊賀市EMSに関する報告（伊賀市温室効果ガス(Green House Gas)管理シート及び環境活動報告シート)を事務局に対して提出するとともに、必要に応じて伊賀市環境基本計画推進会議において課題等について協議します。また、事務局はその結果を整理し、伊賀市環境管理推進会議に報告します。

② 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

伊賀市環境管理推進会議は毎年1回進捗状況を確認・評価し、計画期限（2025（令和7）年度）までに必要がある場合には、伊賀市事務事業編の改定を行います。

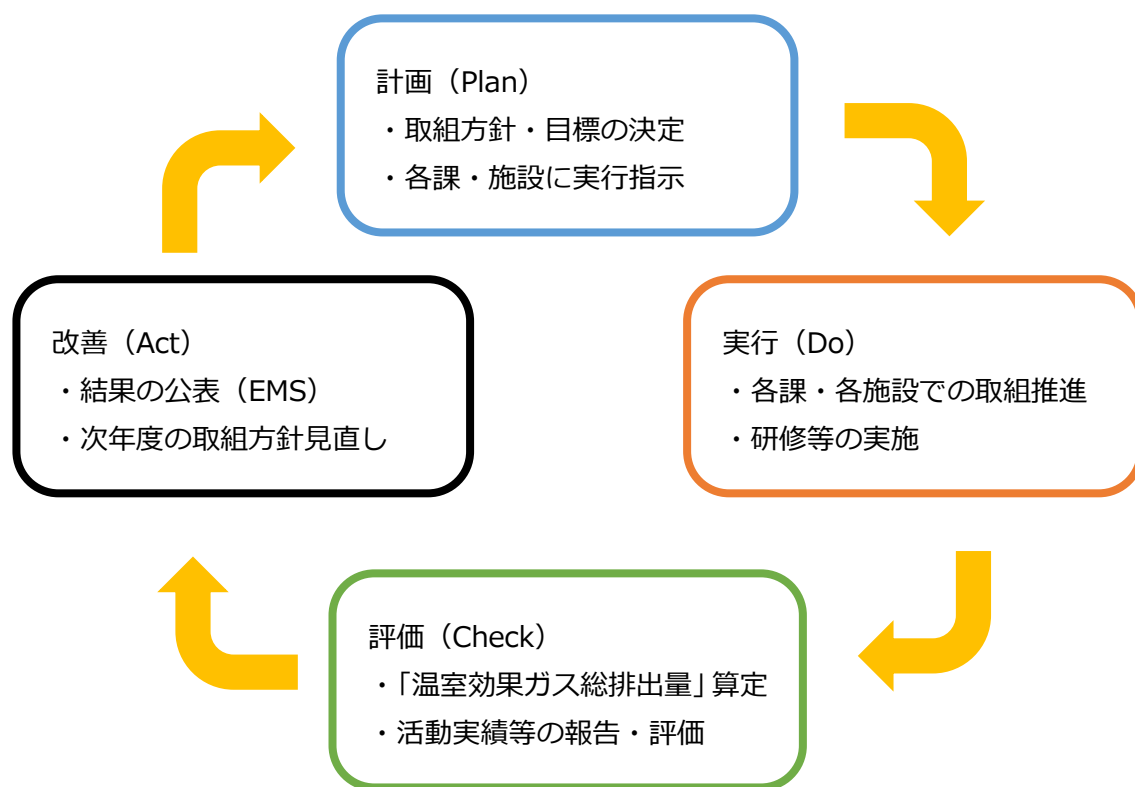


図 9 毎年のPDCAイメージ

(3) 進捗状況の公表

伊賀市事務事業編の進捗状況は、伊賀市EMSの取り組み内容と温室効果ガス排出量の報告として、市の広報紙やホームページ等で毎年公表します。